

聖学院大学日本語教員養成課程修了証書について

124C

1. 聖学院大学人文学部子ども教育学科においては、日本語教員養成課程を設置する。
2. 本課程は、日本語を第二言語（注）として学ぶ人に対する語学教育に従事する教員の養成を目的とするものである。
3. 日本語教育においては、現在のところ法に基づく教員免許制度はない。本課程の所定の科目ならびに単位数を履修した者には、本学独自の「日本語教員養成課程修了証」を授与する。
4. 本課程の履修に要する科目（表11）は、欧米文化学科、日本文化学科および子ども教育学科専門科目群に属しており、卒業要件単位数として数えられるものである。
5. 本課程を修了するには、原則として少なくとも3年間かかる。履修を希望する学生は「日本語教員養成課程履修ガイダンス」に出席して指導を受けることを必要とする。
 - 5-1. 本課程の履修における条件は設けていない。（留学生については、P.177参照）
 - 5-2. 本課程の履修を志望する学生は、1年次の必修科目の単位を修得してあることが望ましい。
 - 5-3. 3年次に子ども教育学科に編入してくる学生については、編入志望時に、読み替え科目の検討も含めて相談が必要である。
 - 5-4. 他学部の学生も本課程の履修ができるが、1年次からの履修開始が望ましい。なお履修を志望する他学部生は学科担当教員へ申し出ること。
 - 5-5. 科目等履修生の場合は、「日本語教育実習」を履修することができないので、「証明書」の取得はできない。
（ただし、本学の卒業生並びに本学大学院生は同科目を履修することができる。）
6. 履修を必要とする科目は、5分野で別々の単位数が決まっており、中には履修の順次が決まっているものもあるので、注意して取ってほしい。
7. 「日本語教育実習」を履修するには、「日本語教授法関係」分野の他の3科目を、実習開始までに修得していなければならない。
 - （例1）1年春日本語教育概論→1年秋日本語教授法講義→2年秋日本語教授法演習→3年春日本語教育実習
 - （例2）2年春日本語教育概論→2年秋日本語教授法講義→3年秋日本語教授法演習→4年春日本語教育実習
- 7-1. 「日本語教育実習」履修者は、実習費を納入しなければならない。納入期限は、実習を履修する学期の履修ガイダンス期間にUNIPAおよび教育支援課掲示板に掲示される。

注. 母語以外に学ぶ言語を指す。

表11 日本語教員養成課程履修科目

分野	単位数	授業科目	単位		開講期		対象学年	専門科目	備考
			必修	選択	春学期	秋学期			
①日本語教授法関係	12以上	日本語教育概論	4		○		1~	J	—「日本語教授法講義」を履修済みのこと —必修の3科目は履修済みであることを原則とする
		日本語教授法講義	4			◎	1~	J	
		日本語教授法演習	2			◎	2~	J	
		日本語教育実習	2		◎		3~	J	
		日本語教材・教具論		2	○		2~	J	
②日本語学関係	6以上	日本語学概説		4		◎	1~	J	
		日本語学(文法)A		2	○		2~	J	
		日本語学(文法)B		2		○	2~	J	
		日本語学(音声・音韻)		2		○	2~	J	
		日本語学特殊講義		4	◎		3~	J	
③言語と心理	4以上	言語学概論		4		◎	2~	AJ	
		心理言語学		4	◎		2~	J	
		対照言語学		4	◎		2~	J	
		言語学特殊講義		4	◎		3~	J	
	8以上	言語文化論		4	◎		2~	J	
		異文化間教育		2		○	2~	C	
		異文化マネジメント		4		◎	2~	P	
		教育心理学		2	○		2~	C	
④言語と社会	2以上	異文化理解		4		◎	1~	A	
		異文化間コミュニケーション		4		◎	2~	J	
		グローバル社会と国際理解		4		◎	2~	AJ	
		言語使用と社会		2		○	2~	J	
		国際交流と多文化共生		2		○	2~	J	
		教育社会学		2	○		2	C	
		教育原理		2	○		1	C	
⑤地域・社会・文化	4以上	日本文学概説		4	◎		1~	J	
		日本史概説A		2	○		1~	J	
		日本史概説B		2		○	1~	J	
		日本思想入門		2		○	1~	J	
		比較文化概論		4	◎		1~	J	
		伝統芸能入門		2		○	1~	J	
		文化交流史(アジアと日本)		4	◎		1~	J	
		国際人権法		2		○	1~	P	
計32以上			12	20					

P…政治経済学科専門科目 A…欧米文化学科専門科目 J…日本文化学科専門科目 C…子ども教育学科

注1 他学科専門科目を修得した場合は自由選択科目として算入することができる。

本課程を修了するためには①~⑤の各分野の必要最低単位数を満たし、合計32単位以上修得しなければならない。

「日本語教育実習」に関する細則

- (1) 履修希望者は、実習費 3 万円を所定の方法で期日までに納入すること。
- (2) 留学生は「日本語教育実習」の履修時までに「日本語能力試験（JLPT）」の一級（N1）に合格していること。ただし、「日本語能力試験」の代わりに、N1相当の日本語試験を課す場合もある。
- (3) 「日本語教育実習」は、本学での講義と学外の日本語教育機関での実習とに分かれる。
- (4) 実習は本学での講義終了後、2 週間行われる。期間中は実習校の方針に従って活動すること。大学には実習後所定の期間にレポートを提出して、評価を受ける。詳細はガイダンスで伝える。なお、実習校、実習時期は学生によって異なることがある。